

令和4年
岩手県教育委員会定例会
7 月

岩 手 県 教 育 委 員 会

令和4年7月 岩手県教育委員会定例会議事日程

令和4年7月19日（火）午後1時30分

第1 会期決定の件

第2 事務報告1 令和4年5月県議会臨時会及び令和4年6月県議会定例会の概要について (教育企画室)

第3 事務報告2 令和4年度全国中学校体育大会第53回全国中学校新体操選手権大会の本県開催について (保健体育課)

第4 報告1 岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則に関する専決処理の報告について (教職員課)

第5 議案第12号 岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて (生涯学習文化財課)

閉会

事務報告 1

令和4年5月県議会臨時会及び令和4年6月県議会定例会の概要について

令和4年5月県議会臨時会及び令和4年6月県議会定例会が開催されましたので、概要について別紙のとおり報告します。

令和4年7月19日

令和4年5月県議会臨時会の概要について

5月県議会臨時会の概要は、次のとおりであった。

1 日 程

5月27日（金）
本会議（招集、議案の提案、質疑、委員会付託）
常任委員会（文教委員会なし）
本会議（常任委員会委員長報告、採決）

2 議案質疑

(1) 党派別質疑議員数（1人）

日本共産党 1人

(2) 教育委員会関係の質疑

ア 齊藤 信 議員 1件

(ア) ウクライナ避難民支援費について

【再質問】ウクライナ避難民に対する具体的な支援内容について

令和4年6月県議会定例会の概要について

6月県議会定例会の概要は、次のとおりであった。

1 日程

6月21日（水）	本会議（招集、議案の提案）
6月27日（月）～6月30日（木）	本会議（一般質問、議案の提案、質疑、委員会付託）
7月1日（金）	常任委員会
7月5日（火）	本会議（常任委員会委員長報告、討論、採決：補正予算等、議案の提案、採決：人事議案）

2 一般質問

(1) 会派別一般質問議員数（12人）

希望いわて	3人
自由民主党	3人
いわて新政会	2人
いわて県民クラブ	1人
社民党	1人
公明党	1人
無所属	1人

(2) 一般質問（教育委員会関係：6人）

次の議員から質問があり教育長が答弁した。

ア 千葉 絢子 議員 2件

(ア) 犯罪への対策について

① 若年層の薬物対策について

- a 学校における薬物乱用防止教育について
- b 学校における非行防止教育の在り方について

イ 菅野 ひろのり 議員 5件

(ア) 不登校対策について

- ① 実態把握について
- ② 教育支援センターについて
- ② 不登校等の支援団体への支援について

【再質問】 高校生の受け皿と県と市の連携について

【再質問】 中学校夜間学級について

ウ 岩城 元 議員 1件

(ア) 文化財の保護について

エ 佐々木 宣和 議員 1件

(ア) 人口減少対策について

- ① 求められる学校像について

オ 高橋 但馬 議員 1件

(ア) 県立学校におけるICT機器を活用した学びの保障について

カ 上原 康樹 議員 4件

(ア) 平和教育について

- ① 互いを尊重しながら相互理解を深める教育について
- ② 公教育現場での平和教育について
- ③ 平和教育への知事の考えについて

【再質問】平和教育の課題について

4 文教委員会【7月1日（金）】

(1) 冒頭陳謝

教育委員会関係審査の冒頭、教育長から教職員の懲戒処分について陳謝し、併せて、教職員の綱紀保持に努めていく旨報告を行った。

(2) 議案の審議

ア 議案第1号「令和4年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中歳出第10款教育費のうち教育委員会関係」について、教育企画室長兼教育企画推進監から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員、岩淵誠委員及び斉藤信委員からスクールサポートスタッフ、修学旅行の実施状況、高校魅力化の推進状況、高校再編計画等について質問があり、教育長及び関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

イ 議案第10号「岩手県手数料条例の一部を改正する条例」のうち教育委員会所管分について、参事兼教職員課総括課長から提案理由の説明を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員及び斉藤信委員から教員免許状の再授与申請手続き、教員研修の在り方等について質問があり、関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

原案どおり可決された。

(3) 請願の審議

受理番号第69号「ゆたかな学びの実現・教職員定数改善・義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを求める請願」の審査に当たり、参事兼教職員課総括課長が参考説明を行った。

(ア) 質問等

小西和子委員、佐々木宣和及び斉藤信委員から教員の配置状況、高校における35人学級等について質問があり、教育長、教育次長及び関係室課長等が答弁した。

(イ) 採決

請願が採択され、国への意見書案について委員会発議されることとなった。（本会議において、国に意見書を提出することとされた。）

(4) その他（この際発言）

小西和子委員、千葉伝委員、斉藤信委員、小林正信委員及び小野共委員から教員採用試験の志願者数、退職者の状況、産休補充等の状況、教員勤務実態調査、教職員の懲戒処分、小中学校の学区等について質問があり、教育長、教育局長及び関係室課長等が答弁した。

※ 各議員毎の件数は項目数であり、同一項目の関連質問は含んでいないため、件数と答弁実績数は一致していないこと。

事務報告 2

令和 4 年度全国中学校体育大会第 53 回全国中学校新体操選手権大会の本県開催について

本県で開催される、標記大会について概要を報告します。

令和 4 年 7 月 19 日

令和4年度全国中学校体育大会第53回全国中学校新体操選手権大会の本県開催について

1 会場

北上総合運動公園 北上総合体育館

2 会期

令和4年8月23日（火）公式練習
 24日（水）開会通告、個人競技
 25日（木）団体競技、閉会通告

3 参加数

	前年度優勝 ブロック	開催地 (岩手)	北海道	東北	関東	北信越	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
団体	1（関東）	1	1	3	5	3	3	4	2	2	3	28
個人	1（関東）	1	2	5	11	4	4	7	3	4	5	47

4 新型コロナウイルス感染症感染防止対策

- (1) 当初予定していた開会式について中止し「開会通告」のみ行うように変更したもの。
- (2) 観客は人数制限し、個人の1選手に対して2名まで、団体競技は1チームにつき5名までとするもの。また、観客は声を出さず拍手のみの応援とするもの。
- (3) 参加者に対しては、1週間前からの体調報告を求めるもの。

5 熱中症防止対策

メインアリーナ、サブアリーナ及び練習会場に、冷房設備を臨時に設置するもの。

6 その他

- (1) 北海道・東北ブロックにおいて今年度開催される夏季大会17競技のうち、新体操競技が本県北上市において開催されるもの。

【開催地】（夏季大会実施競技のみ：17競技）

競技種目	開催地	競技種目	開催地
陸上競技	福島県福島市	バレーボール	秋田県秋田市
水泳競技	競泳：宮城県利府町	ソフトテニス	北海道旭川市
	飛込：岩手県盛岡市*	卓球	北海道苫小牧市
バスケットボール	北海道札幌市	バドミントン	青森県青森市
サッカー	山形県鶴岡市ほか	ソフトボール	北海道帯広市
ハンドボール	北海道函館市	柔道	福島県須賀川市
軟式野球	北海道札幌市	剣道	北海道釧路市
体操競技	宮城県仙台市	相撲	北海道福島市
新体操	岩手県北上市	ホッケー	宮城県栗原市

*令和4年3月16日福島県沖地震の影響で、利府町での開催が不可能となったことから、本県を会場に、宮城県が主管して開催されるもの。

- (2) スローガン及びシンボルマーク

- ・スローガン

「咲かせよう君の花 北の大地とみちのくで」

- ・シンボルマーク



意図：北海道と東北地方が持つイメージである雪の結晶をモチーフとし、中の模様は、1道6県の県名をカタカナにした際の頭文字を躍動感のあるピクトグラムにして表したもの。

報告 1

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則に関する専決処理の報告について

次のとおり、岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則を令和4年6月27日専決処理したから、報告する。

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則

(岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第1条 岩手県教育職員免許状に関する規則(昭和30年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 申請の手続等(第8条—<u>第29条</u>)</p> <p>第4章 証明(<u>第30条</u>)</p> <p>第5章 雑則(<u>第31条—第33条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(免許状授与の申請)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項第4号に規定する書類の提出は、<u>免許法施行規則第6条第1項の表の備考第9号若しくは第10号</u>、第7条第1項の表の備考第4号又は<u>第10条の表の備考第2号</u>の規定に該当する者に限る。</p> <p>3・4 [略]</p> <p><u>5 免許法第5条第2項の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、免許法第7条第4項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書(以下「更新講習修了等証明書」という。)を加えるものとする。</u></p> <p>第9条 免許法<u>第16条の2第1項</u>の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>2 免許法第16条の2第2項の規定の適用を受ける者にあつては、前項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。</u></p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p><u>7 免許法第6条第4項の規定の適用を受ける者にあつては、第1項各号に掲げる書類に、更新講習修了等証明書を加えるものとする。</u></p> <p>(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 [略]</p> <p>第3章 申請の手続等(第8条—<u>第26条</u>)</p> <p>第4章 証明(<u>第27条</u>)</p> <p>第5章 雑則(<u>第28条—第30条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(免許状授与の申請)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項第4号に規定する書類の提出は、<u>免許法施行規則第2条第1項の表の備考第9号、第4条第1項の表の備考第8号</u>、第7条第1項の表の備考第4号又は<u>第9条の表の備考第3号</u>の規定に該当する者に限る。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>第9条 免許法<u>第16条第1項</u>の規定により普通免許状の授与を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(上級免許状、他教科の免許状等の検定申請)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>(従前の規定による学校の卒業者等の検定申請)</p>

第16条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 施行法第2条の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条に定める基準による。

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第3項の規定により、特別免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(有効期間の更新の申請)

第23条 免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書

(2) 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は免許法施行規則第61条の10の規定による有効期間の更新若しくは延長に関する証明書

(3) 更新講習修了等証明書

2 前項の規定にかかわらず、免許法施行規則第61条の4の規定に該当する者が申請する場合における免許法第9条の2第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

(2) 前項第2号に掲げる書類

(3) 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成21年岩手県教育委員会規則第10号。以下「県更新講習規則」という。）第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

(有効期間の延長の申請)

第24条 免許法施行規則第61条の9第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 別に定める様式による有効期間延長申請書

(2) 前条第1項第2号に掲げる書類

第16条 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条第1項の規定により教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(7) [略]

2 [略]

(教科の基準)

第17条 施行法第2条第1項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する教科については、教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号。以下「施行法施行規則」という。）第2条に定める基準による。

(特別免許状の検定申請)

第18条 免許法第5条第2項の規定により、特別免許状の教育職員検定を申請する者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1)～(8) [略]

(3) 免許法第9条の2第5項のやむを得ない事由を証する書類

(旧免許状所持者の申請)

第25条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号。以下「平成20年改正省令」という。）附則第9条第2項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 平成20年改正省令附則第9条第1項第1号の規定による申請

ア 別に定める様式による更新講習修了確認申請書

イ 免許状授与証明書、当該免許状の写し又は平成20年改正省令附則第15条の規定による証明書

ウ 更新講習修了等証明書

(2) 平成20年改正省令附則第9条第1項第2号の規定による申請

ア 別に定める様式による教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

イ 前号イ及びウに掲げる書類

(3) 平成20年改正省令附則第9条第1項第3号の規定による申請

ア 別に定める様式による修了確認期限延期申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第4項前段に規定するやむを得ない事由に該当する者にあつては、当該事由を証する書類

(4) 平成20年改正省令附則第9条第1項第4号の規定による申請

ア 別に定める様式による免許状更新講習免除申請書

イ 第1号イに掲げる書類

ウ 県更新講習規則第5条に規定する表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し

エ 平成20年改正省令附則第10条第1項第6号に規定する文部科学大臣が定める者に該当する者にあつては、その旨を証する書類

(書換え)

第26条 [略]

(再交付)

第27条 [略]

(書換え)

第23条 [略]

(再交付)

第24条 [略]

<p>(非常勤講師の届出)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>第30条 [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(原簿)</p> <p>第32条 [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>様式第1号 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: right;">授与条件</p> <p style="text-align: right;">番号</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">有効期間満了の日</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> </div> <p>[略]</p>	<p>(非常勤講師の届出)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>(教科担任の許可)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>第27条 [略]</p> <p>(申請)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>(原簿)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>(教育長への委任)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>様式第1号 (第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">(教育職員) 特別免許状</p> <p style="text-align: right;">本籍地</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">年月日生</p> <p style="text-align: center;">(記)</p> <p style="text-align: right;">授与条件</p> <p style="text-align: right;">番号</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">岩手県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">有効期間満了の日</p> <p style="text-align: right;">年月日</p> </div> <p>[略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(教育職員免許状更新講習に関する規則の廃止)

第2条 教育職員免許状更新講習に関する規則(平成21年岩手県教育委員会規則第10号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の岩手県教育職員免許状に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により授与されている特別免許状は、同条の規定による改正後の岩手県教育職員免許状に関する規則により授与されている特別免許状とみなす。
- 3 改正前の規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和4年7月19日提出

岩手県教育委員会教育長 佐藤 博

本庁各室課長
各教育事務所長
各教育機関の長 } 様

教 育 長

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則について（通知）
このことについて、岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則を定めましたので通知します。

なお、各市町村教育委員会教育長には別途通知していることを申し添えます。

記

1 改正の趣旨

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）等の一部改正及び免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）の廃止に伴い、教員免許状の更新等に係る規定を削るとともに、併せて所要の整備をするもの。

2 改正の内容

(1) 岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部改正

ア 教員免許状の更新等に係る規定を削ること。（第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 13 条第 7 項、第 23 条～第 25 条関係）

イ 様式中「有効期間満了の日」の記載を削ること。（様式第 1 号関係）

ウ その他所要の整備をすること。（目次、第 8 条第 2 項、第 9 条第 1 項、第 16 条～第 18 条、第 26 条～第 33 条関係）

(2) 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成 21 年岩手県教育委員会規則第 10 号）の廃止

3 施行日

令和 4 年 7 月 1 日

担当：教職員課免許担当 姉帯
TEL 019-629-6124 FAX 019-629-6134

各市町村教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会教育長

岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則について（通知）
このことについて、岩手県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する等の規則を定め
ましたので通知します。
つきましては、貴管内公立学校等に周知くださいますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）等の一部改正及び免許状更新講習規則（平成 20 年文部科学省令第 10 号）の廃止に伴い、教員免許状の更新等に係る規定を削るとともに、併せて所要の整備をするもの。

2 改正の内容

- (1) 岩手県教育職員免許状に関する規則（昭和 30 年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部改正
- ア 教員免許状の更新等に係る規定を削ること。（第 8 条第 5 項、第 9 条第 2 項、第 13 条第 7 項、第 23 条～第 25 条関係）
 - イ 様式中「有効期間満了の日」の記載を削ること。（様式第 1 号関係）
 - ウ その他所要の整備をすること。（目次、第 8 条第 2 項、第 9 条第 1 項、第 16 条～第 18 条、第 26 条～第 33 条関係）
- (2) 教育職員免許状更新講習に関する規則（平成 21 年岩手県教育委員会規則第 10 号）の廃止

3 施行日

令和 4 年 7 月 1 日

担当：教職員課免許担当 姉帯 TEL 019-629-6124 FAX 019-629-6134

議案第 12 号

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて
次のとおり岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をすることについて、議決を求める。

1 任命（令和4年8月1日付）

職 名 等	氏 名
盛岡市立仙北中学校長	菅 井 雅 之
岩手県立不来方高等学校長	清 川 義 彦
(株)岩手日報社編集局文化部長	及 川 亜希子

2 解任（令和4年7月31日付）

氏 名	任命年月日	解任理由
内 村 弘 子	令和4年3月1日	辞任の申出があったため
熊 谷 和 浩	令和4年3月1日	辞任の申出があったため
藤 原 哲	令和4年3月1日	辞任の申出があったため

令和4年7月19日提出

岩手県教育委員会教育長 佐 藤 博

理由

岩手県立美術館協議会委員の任命及び解任をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

岩手県立美術館協議会委員 新旧対照表(案)

委員任期:令和4年3月1日～令和6年2月29日

委員任期(美術館友の会1名):令和3年3月1日～令和5年2月28日

No.	選出区分		推薦団体	現委員					新委員(案)						
				※年齢は令和4年3月1日改選時					※年齢は令和4年8月1日現在						
				職名等(就任時)	氏名	年齢	性別	市町村	年数	職名等	氏名	年齢	性別	市町村	年数
1	学校関係者	小学校	岩手県小学校長会	盛岡市立高松小学校長	佐藤 あい子	59	女	盛岡市	3		変更なし				
2		中学校	岩手県中学校長会	盛岡市立松園中学校長	内村 弘子	60	女	盛岡市	2	盛岡市立仙北中学校長	菅井 雅之	59	男	盛岡市	補欠委員:任期 R4.8.1～ R6.2.29
3		高等学校	岩手県高等学校長協会	岩手県立不来方高等学校長	熊谷 和浩	60	男	矢巾町	2	岩手県立不来方高等学校長	清川 義彦	59	男	盛岡市	補欠委員:任期 R4.8.1～ R6.2.29
4	社会教育 家庭教育 関係者	婦人	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会事務局長	梶田 佐知子	61	女	盛岡市	2		変更なし				
5		PTA	(一社)岩手県PTA連合会	(一社)岩手県PTA連合会副会長	山口 真樹	48	女	盛岡市	1		変更なし				
6		美術	(一社)岩手県芸術文化協会	岩手芸術祭美術展現代美術部門理事 岩手デザイナー協会会員	加村 なつえ	42	女	盛岡市	新任		変更なし				
7	学識経験者		(株)岩手日報社	(株)岩手日報社執行役員総合メディア局長	藤原 哲	59	男	盛岡市	3	(株)岩手日報社編集局文化部長	及川 亜希子	47	女	北上市	補欠委員:任期 R4.8.1～ R6.2.29
8			岩手県立美術館友の会	岩手県立美術館友の会運営委員	日野 美和	38	女	盛岡市	7		変更なし				
9			(一社)岩手県経営者協会	(株)菅文常務取締役	菅 しのぶ	63	女	二戸市	8		変更なし				
10			(公財)岩手県観光協会	盛岡ターミナルビル株式会社ホテルメトロポリタン盛岡マーケティング部セールスグループマネージャー	合川 常美	46	男	盛岡市	新任		変更なし				
11			(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会	(公社)日本青年会議所東北地区岩手ブロック協議会会長	及川 貴也	39	男	遠野市	新任		変更なし				
12			県立美術館	一関市博物館学芸係長	大衡 彩織	51	女	一関市	5		変更なし				
13			県立美術館	花巻市教育委員会教育部文化財課文化財係長	伊藤 真紀子	50	女	花巻市	5		変更なし				
14			県立美術館	盛岡市立本宮児童・老人福祉センター館長	樋下 照男	67	男	盛岡市	3		変更なし				
15	公募		県立学校美術教員	柳田 陽一	52	男	花巻市	新任		変更なし					